



2009年2月5日 第2009-13号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

中小企業関係平成21年度予算案 1890億円(20年度補正 9176億円)規模を増額

当面の経営状況に対応するため資金繰りを円滑に進める金融対策に重点を置いた予算になった。

第1の柱

経済情勢の激変に対する緊急対策

- (1) 中小企業金融対策
795億円(補正 8994億円)
- (2) 下請取引の適正化の推進
7億円(補正 1.2億円)
- (3) 中小企業対策税制
法人税の引き下げ
法人税の還付

第2の柱

経営力向上対策

- (1) 事業再生支援
50億円
- (2) 事業承継円滑化
27億円
- (3) 人材確保・育成
24億円(補正 140億円)
- (4) 省エネ・省コスト化支援
20億円(補正 7億円)

第3の柱

新分野への挑戦に対する応援

- (1) 農商工連携・地域資源活用促進等
155億円(補正 42.2億円)
- (2) 海外市場開拓支援
40億円(8.8億円)
- (3) 技術開発・創業促進
126億円

第4の柱

商店街・小規模企業への支援

- (1) 地域コミュニティを担う商店街の応援
100億円(補正 3億円)
- (2) 小規模企業の支援体制の整備
86億円(補正 5.8億円)

JAM政策と関連している予算

下請取引の適正化の推進に7億円(補正1.2億円) 下請代金支払遅延防止法の厳格な運用等で、悪質な場合は、公正取引委員会に措置を請

求し、企業名を公表する。大企業、中小・小規模企業の経営者等を対象とした講習会を開催する。下請相談体制の拡充として、「下請かけこみ寺」における相談対応のほか、裁判外紛争解決手続き(ADR)を用いた迅速な紛争解決や、下請ガイドラインの普及啓発を通じた下請適正取引の推進を図る。

中小企業対策税制では、年800万円以下の金額に対する法人税率の軽減税率を22%から18%に時限的に引き下げる。また、平成21年2月1日以降に終了する事業年度において、生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる法人税の還付が受けられる。

人材確保・育成に24億円(補正140億円) 団塊世代の技術・ノウハウ活用促進(新現役チャレンジプラン)。大企業等を退職した団塊世代をデータベース化して、多様な各地域、中小・小規模企業のニーズと、それに対応する最適な新現役人材とのマッチングを全国規模で実施する。

工業高校等におけるものづくり人材の育成では、地域の産業界と工業高校、行政が連携して、学校への技術者派遣、教員の現場実習等を実施し工業高校の実践的な教育プログラムの充実をはかる。外国人研修・技能実習制度の適正化により不正行為等の未然防止に努め円滑な研修生の受け入れを図る。人材投資の促進税制の延長。労務費用に占める教育訓練費の割合が一定水準(0.15%)以上の場合、教育訓練費の8~12%相当額を税額控除できる。

農商工連携・地域資源活用促進等に155億円(補正42.2億円)。地域に根ざした「農商工連携」や「地域資源」を活用した新商品・新サービスの開発や販売促進等の経費を補助する。

技術開発・創業の促進に、126億円。「ものづくり高度化法」による基盤技術の高度化に向けた支援の拡充。企業、大学、公設試等の地域リソースを最適に組み合わせた共同研究体による実用化研究開発を実施。川上・川下ネットワーク構築支援。中小企業に対する顕彰の実施「元気なものづくり中小企業300社」